

届出が必要な加算等の添付書類(札幌市訪問介護相当型サービス)

- ・加算の算定要件については、厚生労働省告示等で示されている介護予防訪問介護を参考にしてください。
- ・第1号支給費算定に係る体制等に関する届出書(別紙50)及び第1号支給費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-4)の他に以下の添付書類を提出してください。
- ・この表に記載されている添付書類以外にも、書類の提出を求めることがあります。

サービス名	届出が必要な加算等	加算別添付書類	
札幌市訪問介護相当型サービス	高齢者虐待防止措置実施の有無		※既存算定事業所に係る令和6年4月以降の取扱い 新たな届出がない場合は「1:減算型」とみなす。
	同一建物減算	<ul style="list-style-type: none"> ・同一敷地内建物等に居住する者への提供 ・同一敷地内建物等に居住する者への提供割合90%以上 →訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書(別紙10) ・同一敷地内建物等に居住する者への提供(利用者50人以上) →添付書類なし 	新たな届出がない場合は「1:非該当」とみなす。
	介護職員等処遇改善加算・	<p>提出書類については、下記のホームページをご確認ください。</p> <p>ホーム > 健康・福祉・子育て > 福祉・介護 > 高齢福祉・介護保険 > 介護事業者のみなさまへ > 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算について</p> <p>URL: http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/syogukaizenpage.html</p>	左記URLをご確認ください。
	口腔連携強化加算	<ul style="list-style-type: none"> ・口腔連携強化加算に関する届出書(別紙11) 	新たな届出がない場合は「1:なし」とみなす。
	割引	<ul style="list-style-type: none"> ・指定居宅サービス事業所等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について(別紙51) 	